

特定施設一覧表 (1/4)

○印・・・届出該当

施設名	騒音規制法		県条例(騒音)		振動規制法		県条例(振動)			
圧延機械	○	1-イ	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	○	1	動力が22.5kw以上のもの		1	原動機の定格出力が22.5kw以上のもの	
製管機械	○	1-ロ	すべてのもの		2	すべてのもの		1	すべてのもの	
ペンディングマシン	○	1-ハ	ロール式で原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの	○	3	動力が3.75kw以上のもの				
液圧プレス	○	1-ニ	矯正プレスを除くすべてのもの		4	矯正プレスを除くすべてのもの	○	1-イ	矯正プレスを除くすべてのもの	
機械プレス	○	1-ホ	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの		5	呼び加圧能力が30トン以上のもの	○	1-ロ	すべてのもの	
せん断機	○	1-ヘ	原動機の定格出力の合計が3.75kw以上のもの		6	動力が3.75kw以上のもの	○	1-ハ	原動機の定格出力が1kw以上のもの	
鍛造機	○	1-ト	すべてのもの		7	すべてのもの	○	1-ニ	すべてのもの	
ワイヤーフォーミングマシン	○	1-チ	すべてのもの		8	すべてのもの	○	1-ホ	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	
打抜機				○	31	金属用で動力が2.25kw以上のもの		○	1	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
プラスト	○	1-リ	タンプラスト以外のもの、密閉式を除く	○	9	すべてのもの				
タンブラー	○	1-ヌ	すべてのもの		10	すべてのもの				
切断機	○	1-ル	といしを用いるものに限る							
空気圧縮機	○	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの				○	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(冷凍機に用いるものを除く)	
圧縮機				○	11	動力が7.5kw以上のもの(空調機及び冷凍機の圧縮機を含みます)				
送風機	○	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	○	12	動力が3.75kw以上のもの	-	-		



特定施設一覽表 (3/4)

○印・・・届出該当

施設名	騒音規制法			県条例（騒音）		振動規制法		県条例（振動）	
かなな盤	○	木材加工機械	7-ハ 原動機の定格出力が2.25kw以上のもの						
動力のこぎり機				○	21	動力が0.75kw以上のもの			
動力かなな盤				○	22				
抄紙機	○		8 すべてのも		23	すべてのも			
印刷機械	○		9 原動機を用いるもの		24	原動機を用いるもの	○	7	7 原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
ロール機				○	34	破碎機及び摩砕機を除くすべてのも	○	8	8 ゴム練用又は合成樹脂用で原動機の定格出力が30kw以上のもの カレンダーロール機を除く
合成樹脂射出成形機	○		10 すべてのも		25	すべてのも	○	9	9 すべてのも
鋳造型機	○		11 ジョルト式のものに限る	○	26	すべてのも	○	10	10 ジョルト式のものに限る
コンクリートブロックマシン							○	5	○ 5 すべてのも
コンクリート管製造機械				○	30	すべてのも	○	5	
コンクリート柱製造機械							○	5	
ディーゼルエンジン ガソリンエンジン				○	27	出力が3.75kw以上のもの			
工業用マシン				○	28	同一建物に10台以上設置するもの			
ニューマチックハンマー				○	29	すべてのも			

特定施設一覽表 (4/4)

○印・・・届出該当

施設名	騒音規制法		県条例（騒音）		振動規制法		県条例（振動）	
グラインダー			○	32	サンダー及び切断機を含み、工具用研磨機を除くすべてのもの			
工業用ミキサー			○	33	すべてのもの			
重油バーナー			○	35	重油使用量が毎時15ℓ以上のもの			
ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機			○	36	すべてのもの			
スチームクリーナー			○	37	すべてのもの			
金属工作機械			○	38	同一建物に5台以上設置するもの			
石材引割機			○	39	すべてのもの			
ドラム缶洗浄機			○	40	すべてのもの			
板金又は製缶の作業			○	41	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの			
鉄骨又は橋梁の組立作業			○	42	すべてのもの			
建設資材置場における運搬作業			○	43	動力を用いる機械を使用する作業に限る。土砂石の材料置場であって1ヶ月以上使用するもの			